

姫路市教育大綱の改定について

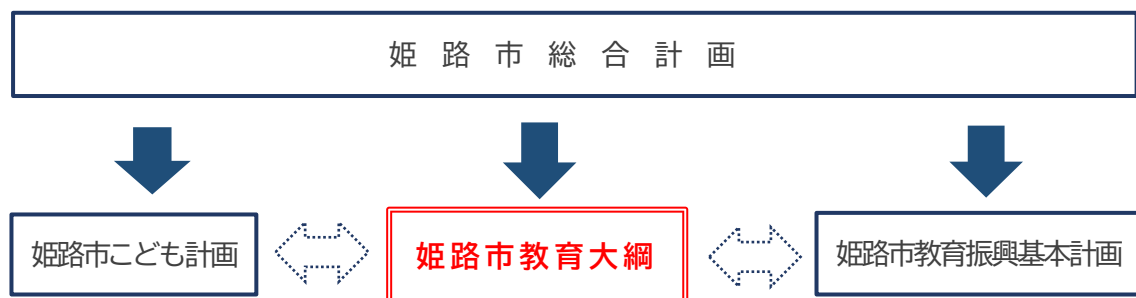
1 教育大綱とは

地方公共団体の長が、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、地域の実情に応じてその目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

2 教育大綱の改定

教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる観点から、市長が国の教育振興基本計画（教育基本法第 17 条に基づき策定）における基本的な方針を踏まえ、総合教育会議において協議したのち策定する。

3 教育大綱の位置づけ



4 改定の理由

加速度的に進む人口減少、生成 AI に代表されるテクノロジーの進歩、国際情勢の流動化など、現教育大綱を策定した令和 2 年から社会情勢が大きく変化する中、本市として、本年度策定するこども計画や教育振興基本計画との整合性を図りながら、教育施策の方針となる教育大綱についても、再検討を行うもの。

5 改定時期

令和 7 年 3 月（予定）

6 改定までのスケジュール

令和6年8月29日	第3回 総合教育会議 ・教育大綱の改定について
令和6年9月	第3回定例会 総務委員会（報告） ・教育大綱の改定について
令和6年11月	第4回 総合教育会議 ・教育大綱の改定案について
令和6年12月	第4回定例会 総務委員会（報告） ・教育大綱の改定案について
令和6年12月ごろ	パブリックコメント実施
令和7年2月	第5回 総合教育会議 ・パブリックコメントの結果について
令和7年3月	第1回定例会 総務委員会（報告） ・パブリックコメントの結果について

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）第1条の3

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

※教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針：教育振興基本計画

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※第二十一条：教育委員会の職務権限について規定